

危機管理マニュアル

地震発生 校内発生時

地震発生

【対応事項】

【留意点】

児童の安全確保

【担任、級外】

【教頭、事務】

- 安全確保の対応と指示
- 火災など二次災害の防止
- 人員・負傷者の確認

消防・医療機関への連絡

【教頭、養護教諭】

校舎外等への避難決定

【校長、教頭】

- 避難経路の選択、安全確認
- 避難先の選択(学校長または代行者)
- 全校児童への避難指示

校舎外等への避難

【全職員】

第1次避難場所:運動場

第2次避難場所:美川中学校

- 情報の収集と再避難の必要性の判断
- 津波の恐れがある場合は、第二次避難場所(美川中学校:278-2364)へ避難(経路図P4参照)
- 的確な指示(頭部の保護、おさない・はしらない・しゃべらない・もどらない)
- 教職員の連携(避難誘導、負傷者運搬)
- 児童名簿の携帯

避難後の対応

【担任、養護教諭】

- 人員と安否の確認
- 負傷者の確認と応急処置
- 児童の不安に対する対処
- 教育委員会(学教274-9571)への報告
- 教育委員会(学指274-9578)への報告【校長、教頭】
- 消防・医療機関・保護者へ連絡

以下は、震度5以上の地震が発生した場合

学校災害対策本部の設置

【校長、教頭】

- 教職員各自の役割分担
- 学校災害対策本部の具体的対応

保護者への連絡

【担任、級外】

- 児童を保護者に引き渡す方法・引き渡し場所・時刻・確認方法等(別紙:引き渡しマニュアル参照)
- 学校で避難を継続する場合の連絡

保護者への引き渡し(校内)

- ①引き渡しカードの活用
- ②連絡先の確認
- ③名簿にチェック
- ④災害対策本部への報告
- ⑤保護者と連絡がとれない児童の保護

○状況によっては、保護者共に留め置く。

※津波などの限られた時間での対応が迫られる場合には、保護者に対しても災害に関する情報を提供し、児童を引き渡さず、保護者に対して学校に留まることや、避難行動を促す。